

第4章 計画の実現に向けて

1. 協働によるまちづくり
2. 計画推進に向けた施策展開
3. 計画の効果的な運用
4. 持続可能なまちづくりの推進

第4章 計画の実現に向けて

1. 協働によるまちづくり

第2次都市計画マスタープランで掲げた各種施策・事業を実現していくためには、市民、事業者、行政の各主体がまちづくりの担い手であるという意識を持ち、将来像を共有しながら、それぞれの立場で積極的な取り組みを実践していくことが重要です。行政だけでなく、まちづくりに主体的に取り組む市民、団体、事業者などとの連携を図り、それぞれが役割と責任を分担する、協働によるまちづくりを進めます。

市民の役割

自分たちの生活の場となる都市を、より安全・安心で快適な環境に育てていくことは、まちづくりの主役である市民の権利であり、責務でもあります。個人や自治組織を単位として、自らが主体となった積極的なまちづくり活動の展開が期待されます。

NPOなどの各種団体については、行政や市民、事業者などが継続的に取り組むことが困難な分野や、さらなる充実を図るべき分野において、各団体などの専門性を活かしながら、まちづくり活動をけん引していくことが期待されます。

事業者の役割

本市で事業を行う企業は、自らがまちづくりの受益者であり、魅力的で利便性の高いまちづくりを担う地域社会の一員であることを認識し、日常の事業活動を通じて、本市全体や地域の活性化に継続的・持続的に貢献していくことが期待されます。

市民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参画するほか、事業者ならではの独自性・専門性を活かした取り組みの展開が期待されます。

行政の役割

将来像の実現に向けて、まちづくりを進める際の基礎となる都市計画の指定や、道路・下水道などの都市基盤の整備などの環境づくりを計画的に進める役割と責務を担っていることから、本市を取り巻く将来的な動向を見据えたうえで、関係機関との調整も図りながら、市民や事業者の意向を踏まえた総合的なまちづくりを着実に推進します。

市民、団体、事業者など、多様な主体による協働のまちづくりのまとめ役として、まちづくりに係る積極的な情報発信や意識啓発などに努めるとともに、各主体の育成や自主的な取り組みに対する支援の充実を図ります。

2. 計画推進に向けた施策展開

第2次都市計画マスタープランで掲げたまちづくりの目標や分野別の整備方針を実現するために、優先的に実施すべき事業や、重点的に推し進めるべき取り組みを整理します。

土地利用転換の推進

圏央道狭山日高インターチェンジや利便性の高い交通ネットワークの周辺などでは、今後都市機能や産業用地の開発需要が高まる可能性があります。市民の雇用の場の確保や地域経済の活性化に向けて、本市の更なる発展に資する土地利用展開が図れるよう環境整備に取り組みます。

特に、計画的整備区域(都市機能促進／産業機能促進)においては、企業などの集積・誘導に向けて、関係機関との調整を図りながら、市街化区域への編入などに向けた検討・手続きを進め、計画的な土地利用誘導を図ります。

都市のコンパクト化の推進

人口減少下において、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくため、中枢拠点や地域拠点などの拠点への行政や商業、医療・福祉などの都市機能の集積とその周辺での居住の誘導を図るべく、立地適正化を推進します。

都市計画道路の見直し

都市計画道路は、事業主体である国・県・本市が、事業の緊急性や効果、財政状況などを総合的に判断して、優先度の高いものから着手・整備していき、計画決定後から長期未着手となっている都市計画道路や計画決定していない構想道路については、社会経済情勢の変化や交通量、代替道路の整備状況などを踏まえ、整備の必要性について改めて検討します。

だれもが利用しやすい公共交通体系の確立

人口減少など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。持続可能な公共交通に向けては、民間交通事業者だけでなく、行政や事業者、市民が一体となってネットワークの形成に取り組むことが必要です。

都市計画においては、交通結節点となる拠点の機能強化や主要な公共交通の沿線における都市機能や産業機能の誘導など、まちづくりと公共交通が相乗効果を生み、持続可能性が増す取り組みを推進し、だれもが利用しやすい公共交通体系の確立を目指します。

3. 計画の効果的な運用

PDCAサイクルによる計画の進行管理

これからのまちづくりは、第2次都市計画マスタープランで位置づけた各種方針に基づいて、様々な制度・事業などを活用しながら進めていくことになります。各施策の進捗状況については、計画（Plan）を実行（Do）に移し、その効果・成果を点検・評価（Check）し、必要な改善策（Act）を講じながら、計画の質的向上につなげる、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

効果・成果の点検・評価については、5年ごとを目安に定期的を実施することとし、関係各課との情報共有を図りながら、総合計画の実施計画や事務事業評価などをもとに関連計画と一体となった総合的な進行管理を図ります。



計画的な行財政運営の観点でのまちづくりの推進

都市計画によるまちづくりは多大な労力と費用を要するため、都市基盤などの既存ストック施設について長寿命化を進めるとともに、計画的な行財政運営の観点から効果的にまちづくりを推進します。

適切な計画の見直し

第2次都市計画マスタープランは、20年後の令和22年(2040年)を目標年次とした長期的な計画として位置づけられ、おおむね5年後を目途に、PDCAサイクルに基づく計画の全体見直しを行います。また、それ以外にも、関連法制度や上位関連計画の変更・見直し、本市の活力創出に資する新たなプロジェクトの具体化など、本市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合については、時期に係わらない柔軟な見直しを行います。

4. 持続可能なまちづくりの推進

平成27年(2015年)9月、国連において採択された、SDGs(エスディーズ)は、持続可能な世界を実現するための国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

これらの目標の達成に向けては、自治体の果たすべき役割も大きいことから、本市ではSDGsの理念を踏まえた行政経営に取り組んでおり、都市計画マスタープランにおいても、SDGsとの関係性を意識して施策に取り組み、持続可能なまちづくりの推進を図ります。

■都市計画マスタープランに関連する主なSDGsのゴールと取り組み方針



「ゴール6 安全な水とトイレを世界中に」

- ・上下水道の安定供給を維持します。
- ・河川、水路などの水環境の保全を図ります。



「ゴール8 働きがいも経済成長も」

- ・市内産業の育成や質の高い雇用の安定確保に向けて、戦略的に取り組みます。



「ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう」

- ・市内企業の技術革新への支援や新たな企業、産業の誘致を図ります。



「ゴール11 住み続けられるまちづくりを」

- ・公共施設、道路、橋などの社会インフラを適正に維持管理し、長寿命化や更新などを計画的に進めます。
- ・市内企業の技術革新への支援や新たな企業、産業の誘致を図ります。



「ゴール13 気候変動に具体的な対策を」

- ・二酸化炭素などの排出抑制の取り組みを進めます。
- ・地域の防災力を強め、気候変動に伴う災害による被害の軽減を目指します。



「ゴール15 陸の豊かさも守ろう」

- ・市内の平地林や緑地、公園などの適切な管理、保全に努めます。



「ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう」

- ・市民と行政とのパートナーシップを確立し、ともに力を合わせて本市の行政経営を行います。
- ・行政情報などを分かりやすく公表、公開し、市民との適切な共有を図ります。
- ・市民とのコミュニケーションを深め、市政へ参画する機会を充実します。